

還付金詐欺に注意!!

電話で「払いすぎた保険料(税金)を 還付します」はみんな詐欺

昨年秋ごろから、市内で、市役所職員などを装った電話による還付金詐欺が多発していますので、注意してください。



還付金があるので銀行で手続を...

手口
市職員などを装い医療費や保険料、税金などの還付金があるなど、返金されるかのような電話をかける。
銀行口座や携帯番号などの個人情報聞き出す。
還付金を支払うため、キ

ヤッシュカードと携帯電話を持って、近くの銀行やATM(現金自動受払機)で、指定の番号に電話するよう言われる。
ATMから電話すると、言葉巧みにATMの操作を指示し、知らない間に犯人の口座へ多額の現金を振り込まれる。
市役所、社会保険事務所、税務署では、携帯電話を使った還付金のやりとりやATMを操作しての還付金の振込みは、一切行っていない。不審な電話があった場合には、市役所の担当課や相談窓口を確認してください。
問合せ 保険年金課関係(内線2421)、商工観光課商工振興係(内線2532)へ

介護保険料額 決定通知書を送付します

65歳以上(第1号被保険者)の方に介護保険料決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。納付方法は、年金受給の有無などで異なります。
年金からの天引きの方(特別徴収)
対象: 年額18万円以上の年金を受給している方
天引きのための手続きは必要ありません。
天引き月: 偶数月(年6回、年金から天引きになります)、65歳になる時

期などで、回数が異なります)
介護保険料納入通知書(納付書)で納付の方普通徴収)
対象: 年金を受給していない方と年金の受給額が年額18万円未満の方
納期: 7月~平成21年2月(8期)
納付書での納付と年金天引きで納付の方(併用徴収)
対象: 平成19年度途中で65歳になった方や転入し

た方で、年金からの天引きとなるまでの間で、7月から9月までは納付書による納付となり、10月以降は年金からの天引きとなる方。詳しくは、7月上旬の介護保険料額決定通知書でお知らせします。

納付書で納付の方は
口座振替を
お勧めします

口座振替を希望する方は納付書、通帳と届出印をお持ちの上、市内の金融機関(郵便局含む)本支店の窓口で申し込んでください。問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)へ

7月

障害者自立支援法の 利用者負担が変わります

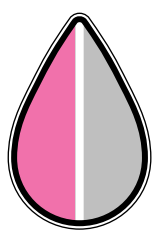
今回の見直しでは、低所得(および非課税世帯)の障がい者の居宅・通所サービスに上限額が更に軽減されます。また、18歳以上の障がいのある方は、住民票が家族と同じであっても、本人の収入、課税状況で利用者負担額を算定することになります。また、障がい児を抱えるから「個人単位」(対象範囲を本人と配偶者まで)に変わります。これにより、原則18歳以上の障がいのある方は、住民票が家族と同じであっても、本人の収入、課税状況で利用者負担額を算定することになります。また、障がい児を抱える世帯の負担軽減も行われます。現在、市町村民税所得割額が16万円未満(年収60万円程度)から28万円未満(年収890万円程度)に範囲を拡大します。問合せ 障がい者支援課障がい者相談係(内線2619)へ

6月1日・改正道路交通法の一部が施行 自転車歩道通行できる要件を明確化

道路交通法の一部改正により施行された主な内容は次のとおりです。
自転車の通行ルール
歩道を通行できる要件
* 歩道に自転車通行可の標識があるとき
* 自転車の運転者が幼児、児童(13歳未満の方)や70歳以上の高齢者と体の不自由な方
* 車道通行が危険なとき乗車用ヘルメット着用の努力義務: 幼児・児童が自転車に乗車させる場合
* 高齢運転者マークの表示義務: 75歳以上の高齢者は、車を運転するときに高齢運転者マークの表示が義務付けられました。
* 聴覚障害者マークの表示義務: ワイドミラーの装着を条件として免許を取得した聴覚障がい者は、車を運転するときに聴覚障害者マークの表示が義務付けられました。
* 後部座席シートベルトの着用義務: 一般道や高速道路を問わず、シートベルトの着用が義務付けられました。
* 五田市警察署(595・0110)、福生警察署(551・0110)、地域防災課(234)へ



自転車及び歩行者専用標識



高齢運転者マーク



聴覚障害者マーク

青少年の非行問題に 取り組む全国強調月間

7月は、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間です。青少年の非行防止のため、家庭をはじめ、学校、職場、地域が一体となって、日ごろから厳しい目でのこもった温かい指導を心がけましょう。

市長コラム

No.7

つゆの雫に濡れて色あざやかに咲く庭のアジサイとは違い、山アジサイの花は緑の中にただ白い顔を覗かせて、日陰の傾斜地に清楚に咲いていました。全ての植物たちがつゆの雨を十分に吸収して成長する季節、あちこちで草花は満開に咲き誇り、木々は身の丈をグッと伸ばします。

つゆが明ければ暑い今年の夏に、洞爺湖の地球環境サミット、北京オリンピックなど世界的イベントが始まりますが、皆さんは何に関心を持たれるのでしょうか。

さて、六月の定例市議会が終わり、一息ついたところで、中国の震災に続いて今度は国内で、それもあきる野市と姉妹都市提携を結んでいる宮城県の大崎市が地震による災害を受けまし

た。そこで、災害時相互応援協定に基づき市は直ちに災害派遣本部を設置し、次の日に市職員七名を栗原市の要請を受け、現地へ派遣しました。五日間でしたが、水道の復旧に協力し、被害状況をつぶさに見てきた派遣隊の報告を受けて、もしこれが我が市で起きたならばと、身の毛がよだつ思いがいたしました。市は、一層防災に力を尽くす覚悟であります。

一方、米国の姉妹都市・マールボロウ市からの友好訪問団の子どもたちは、使節の役割を果し、瀬音の湯では足湯にもつかったり、ホームステイなど得がたい日本での体験をしたようです。わずかな期間でしたが、あこがれの日本にいられたと目を輝かせていた可愛い中学生でした。この子どもたちが将来の日米関係を、地球環境をつくるので

あきる野市長
白井 孝

マールボロウ市友好訪問団が 無事帰国しました

6月13日から23日まで、市内に滞在していた国際姉妹都市の米国マールボロウ市からの友好訪問団が無事帰国しました。

滞在中、生徒はホームステイをしながら市立中学校に体験入学し、また、市内や近郊の見学などを通して日本文化にふれるなど、さまざまな交流により友好・親善を深めました。

